

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A009320
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人豊川水源基金

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	豊川水系において実施される水源林地帯対策に対する助成事業
公 2	豊川水系において実施される水源地域対策に対する助成事業

(2) 収益事業等

(1) 収益事業

事業番号	事業名等
収	

(2) その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	豊川水系において実施される水源林地域対策に対する助成事業	39.4

#### [1] 事業の概要について(注1)

##### (1) 趣旨(目的)・まとめた理由等

自然との調和を求め、土地や水など限られた地域の資源を適切に活用していくことは、地域づくりの大きな課題であり、東三河地域の発展を考える場合、豊川とのかかわりは極めて重要である。

愛知県東部に位置する豊川は、豊橋市、豊川市、新城市、北設楽郡を流域として、幹川流路延長77キロメートル、流域面積724平方キロメートルの県下有数の重要な一級河川であるが、季節や年によって降水量の差が大きいことなどから天竜川水系からも導水・貯水を行っている。この豊川から取水された水は、豊川用水として渥美半島や蒲郡市に至るまでの地域をも潤し、東三河地域の住民の生活・産業・経済を支える重要な資源となっている。

豊川水系においては治水と水資源の確保を課題とした行政上の努力が続けられているが、更にこれを補完するためにも上下流地域が流域共同体の意識のもとに連帯して、治山、治水あるいは水資源の涵養に重要な機能を果たしている森林の保全に取り組むことが必要であることから、当法人は、関係地方公共団体を構成員とし、その役割を担い「豊川水系における治水及び水資源の安定的確保を図り、もって関係地域の振興と流域の一体的な発展に寄与する」ことを目的としている。

本事業は東三河地域の一体的な発展をめざし、水源林地域対策の助成を通じて、豊川水系の治水及び水資源の安定的確保を図るために重要な水源林地域(注1)の森林の保全と振興を支援する。

ア～ウの事業は、目的を達成する手段として水源林地域対策に位置づけられることから一つにまとめた。

(注1) 水源林地域：水資源の涵養に重要な機能を果たす森林を有する地域

##### (2) 事業

###### ア 水源林対策事業

【事業内容】 当該事業は、水源林地域の森林整備(人工造林、間伐等)を始めとする水源涵養機能(注2)の保全への取り組みを支援する。

【助成内容】 水源林対策事業として水源林地域地方公共団体(注3)が、水源涵養機能の保全に効果的な森林整備事業や森林整備に必要な作業路整備事業を自ら実施する場合、並びに当該事業を実施する森林組合や当該地方公共団体が認められた者に対し助成措置を行った場合に、当該地方公共団体に対し必要資金の一部を助成。

(注2) 水源涵養機能：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能

(注3) 水源林地域地方公共団体：愛知県新城市、同県設楽町、同県東栄町、同県豊根村、長野県飯田市、同県阿南町、同県阿智村、同県売木村、同県天龍村、同県泰阜村

#### イ 水源林保全流域協働事業

【事業内容】 当該事業は、水源林を適正に管理し保全する人材の育成、水源林の整備、水源涵養に効果的な森林づくりの重要性を実践的に広く周知する活動を支援する。

##### 【助成内容】

##### (ア) 人材育成事業・間伐推進事業・水源林整備協定事業

水源林保全流域協働事業として水源林地域地方公共団体(注4)が、水源林の保全を行う人材を育成する事業や、水源林を保全するためにより効果的な間伐を推進する事業、また水源林を森林所有者と協定し整備保全する事業を自ら実施する場合、並びに当該事業を実施する森林組合や当該地方公共団体が適当と認められた者に対し助成措置を行った場合に、当該地方公共団体に対し必要資金の全部又は一部を助成。

##### (イ) 森林づくり事業

水源林保全流域協働事業として認定法人等(注5)が、森林づくり事業(森林に係る上下流交流等)を実施した場合に、認定法人等に対し必要資金の全部又は一部を助成。

(注4) 水源林地域地方公共団体：愛知県新城市、同県設楽町、同県東栄町、同県豊根村

(注5) 認定法人等：理事会が適当と認められたもの

#### ウ 一般振興対策事業

【事業内容】 水源林を保全し支える水源林地域の営みが、豊川に豊かな水の恵みをもたらしている。この水の恩恵を受け、下流地域の文化、生活、産業、経済活動は大きく発展する一方、水源林地域では過疎化や高齢化が進行し、さらなる財政難を悪化させている。当該事業は、上・下流地域が流域共同体の意識の下に健全な水循環系を構築するため、水源林地域の振興を支援する。

【助成内容】 一般振興対策事業として水源林地域地方公共団体等が、水道施設整備、コミュニティ施設整備等の振興事業を実施した場合に、当該地方公共団体等に対し必要資金の全部又は一部を助成。

##### (3) 財源等

ア、ウの事業に必要な資金は、愛知県及び関係地域地方公共団体(注6)が拠出した負担金、当該事業に充てることを目的として寄附された財産。

イの事業に必要な資金は、関係地域地方公共団体が拠出した負担金、当該負担金の運用によって生ずる果実、及び当該事業に充てることを目的として寄附された財産を財源(注7)としている。

(注6) 関係地域地方公共団体：愛知県豊橋市、同県豊川市、同県蒲郡市、同県新城市、同県田原市、同県設楽町、同県東栄町、同県豊根村

(注7) 水源林整備協定事業を含む水源林管理事業の費用に充てることを目的として積み立てた「水源林管理事業費積立資産」を含む。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

### (2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
17	本事業は、豊川水系における治水及び水資源の安定的確保を図るために、水資源の涵養に重要な機能を果たしている水源林地域の森林の保全及び振興を支援し、東三河地域の一体的な発展に寄与するものであり「国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」に該当すると考える。
19	本事業は、東三河地域の一体的な発展に寄与する点で「地域社会の健全な発展を目的とする事業」とも関連すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1. 事業目的(趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>ア事業について</p> <p>1. 定款に、関係地域の振興と流域の一体的な発展に寄与する旨を明記し、事業目的をホームページで公表している。</p> <p>2. ア間接助成対象者(水源林地域地方公共団体等)は、広く一般の人が目的に賛同し、利用・参加できるよう、事業目的、助成内容等をホームページ・印刷物等で公表している。また、当法人では当該事業の成果を豊川水系に係る流域一帯の受益と考え、事業の目的、内容、実績をホームページ等で広く一般に公表している。</p> <p>イ. 国土交通省及び関係地方公共団体(林業・水資源の分野に精通するもの)の意見を聴き、理事会が決議した内容で、水源林地域の森林の保全と振興に効果的な事業を行う。具体的には、法人が定める基本計画(現行事業は期間を5ヶ年としている)の策定は、林業・水資源の分野に精通するものの意見を聴くなどし、水源林地域や森林の状況、事業の効果等を勘案している。また基本計画に基づき事業を進めるにあたっては、単年度事業計画の策定、事業審査、関係者立会いのもと現地検査等を行うなど、常に事業の質の確保に努めている。</p> <p>ウ. 各分野に精通する地方公共団体の職員の中から理事長が委嘱する審査員(直接の利害関係団体等の職員を除く。)で構成する事業審査会を設置している。審査員に事業計画の詳細を事前に報告し、事業審査会等で審査している。</p> <p>エ. 該当なし</p>	

(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>イ事業について</p> <p>1. 定款に、関係地域の振興と流域の一体的な発展に寄与する旨を明記し、事業目的をホームページで公表している。</p> <p>2.</p> <p>ア.間接助成対象者(水源林地域地方公共団体等)は、広く一般の人が目的に賛同し、利用・参加できるよう、事業目的、助成内容等をホームページ・印刷物等で公表している。また、当法人では当該事業の成果を豊川水系に係る流域一帯の受益と考え、事業の目的、内容、実績をホームページ等で広く一般に公表している。</p> <p>イ. 国土交通省及び関係地方公共団体(林業・水資源の分野に精通するもの)の意見を聴き、理事会が決議した内容で、水源林地域の森林の保全と振興に効果的な事業を行う。具体的には、法人が定める基本計画(現行事業は期間を5ケ年としている)の策定は、林業・水資源の分野に精通するものの意見を聴くなどし、水源林地域や森林の状況、事業の効果等を助案している。また基本計画に基づき事業を進めるにあたっては、単年度事業計画の策定、事業審査、関係者立会いのもと現地検査等を行うなど、常に事業の質の確保に努めている。</p> <p>ウ.水源林保全流域協働事業のうち「間伐推進事業」については、各分野に精通する地方公共団体の職員の中から理事長が委嘱する審査員(直接の利害関係団体等の職員を除く。)で構成する事業審査会を設置している。審査員に事業計画の詳細を事前に報告し、事業審査会等で審査している。</p> <p>水源林保全流域協働事業のうち「森林づくり事業」については、事業採択委員会(流域市町村企画担当課長6名を委員とする。)で審査している。</p> <p>エ. 該当なし</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>ウ事業について</p> <p>1. 定款に、関係地域の振興と流域の一体的な発展に寄与する旨を明記し、事業目的をホームページで公表している。</p> <p>2.</p> <p>ア. 現在事業を実施していないが、実施した場合には、当法人において事業の目的、内容、実績をホームページ等で広く一般に公表する。</p> <p>イ. 国土交通省及び関係地方公共団体(林業・水資源の分野に精通するもの)の意見を聴き、理事会が決議した内容で、水源林地域の振興に効果的な事業を行う。</p> <p>ウ. 理事会が決議した内容の事業を実施する。</p> <p>エ. 該当なし</p>	

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「[参考] 公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	豊川水系において実施される水源地域対策に対する助成事業	56.4

#### [1] 事業の概要について (注1)

##### 1) 趣旨 (目的)・まとめた理由等

東三河地域の今後の発展に向けては、豊川水系における治水と水資源の安定的確保を図ることが重要である。

本事業は、豊川水系における水資源の開発と国土の保全に寄与するために建設するダム、及びその他水資源開発のための施設により、その周辺地域が受ける生産機能・生活環境等の著しい影響を緩和するために実施する水源地域対策の助成を通じ、関係住民の生活の安定と水没関係地域の振興を支援し、豊川水系の治水と水資源の安定的確保を図るために必要なダム等の建設の促進をめざす。

ア、イの事業は、当法人が掲げる目的を達成する手段として水源地域対策に位置づけられることから一つにまとめた。

##### (2) 事業

##### ア 水源地域対策事業

##### 【事業内容】

東三河地域の治水対策、利水対策上極めて重要なダム等の建設事業は、住民の土地、家屋等が水没するのみならず水没地域の生活基盤や生産基盤を支える地域社会そのものが大きな影響をうけることになる。当該事業は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和させるため、水源地域における水没関係住民(注1)のための生活再建対策事業及び振興対策事業を支援する。

##### 【助成内容】

水源地域対策事業として水源地域市町村等(注2)が、水源地域の振興を図るための水源地域振興事業や水源地域の環境整備に関する事業、また水没関係住民の生活再建を図るための集団移転地整備事業・生活再建対策事業等を実施するために必要資金の全部又は一部を助成。

【財源】 ダム等の建設により利益を受ける関係県市町村の負担金、当該事業に充てることを目的として寄附された財産。

(注1) 水没関係住民：ダム等の建設により移転を余儀なくされるなど、生活の基礎に著しい影響を受ける者

(注2) 水源地域市町村等：ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域及びその周辺地域の全部又は一部をその区域に含む市町村、または理事会が適当と認めたもの

## イ 特定水源地域対策事業

【事業内容】 水源地域は、ダム建設中のみならず完成後もダムによる様々な社会的、経済的影響を受けることになる。当該事業は、こうした水源地域への影響を緩和するために、ダム建設後においても、水源地域における振興及び整備等を円滑かつ継続的に支援するもので、水源地域地方公共団体が、水源地域内（理事会が水源地域と認めた地域）で行う振興と整備事業等を自ら実施した場合に、必要資金の全部又は一部を助成。

### ① 新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業

【財源】 継続して当該事業の用に供するために保有する財産で、出資者により用途が定まっている「特定水源地域対策基金」の運用益を財源とする。

### ② 設楽ダム水源地域対策事業

【財源】 設楽ダムの建設により利益を受ける関係県市町村の負担により積み立てた設楽ダム水源地域対策事業費積立資産とその果実及び当該事業に充てることを目的として寄附された財産

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

### (2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
17	本事業は、豊川水系における水資源の開発と国土の保全に寄与するために建設するダム等の施設の建設促進をめざし、水源地域への影響を可能な限り緩和するための水源地域対策に助成するものであることから「国土の利用・整備又は保全を目的とする事業」であるとする。
19	本事業は、豊川水系における治水及び水資源の安定的確保を図ることにより、東三河地域の一体的な発展に寄与するものであり「地域社会の健全な発展を目的とする事業」であるとする。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1. 事業目的(趣旨: 不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2. 事業の合目的性(趣旨: 事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	1. 定款に、関係地域の振興と流域の一体的な発展に寄与する旨を明記し、事業目的をホームページで公表している。 2. ア. 間接助成対象者(水源地域地方公共団体等)は、助成内容等を広報、説明会等により公表している。また、当法人では当該事業の成果を豊川水系に係る流域一帯の受益と考え、事業の目的、内容、実績をホームページ等で広く一般に公表している。 イ. 本事業は、水源地域と受益地域の地方公共団体等の合意のもとに、水源地域対策特別措置法を補完するきめ細かな水源地域対策の推進をめざすものであり、当該事業の公共性を考慮し、国土交通省、ダム等の起業者及び管理者並びに関係区市町村との緊密な連携を図りながら、業務の能率的かつ効果的な運営を行っている。 ウ. 国土交通省の意見を聴き、理事会が定めた細則(助成を行う基準等)に照らして審査している。 エ. 該当なし	

### (3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「[参考] 公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。